

2022年11月吉日

お客さま各位

豊川信用金庫

カードローンにおける相続発生時の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫のカードローンにおいて、ご契約者さまがお亡くなりになられた場合、契約規定の期限の利益喪失事由の1つである「相続の開始があったとき」に該当するとして、一括返済の請求をしておりました。

この度、当金庫は、ご契約さま（相続人）の利益を一方的に害することが無いよう、以下のカードローンの期限の利益の喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除いたしました。これにより、当金庫のカードローンにおいて、ご契約さまがお亡くなりになられた際に一括返済を請求することはございませんのでお知らせいたします。

なお、相続されたカードローンの返済方法などのご相談は、お取引店でお受けしておりますのでお申し出ください。

<対象となるカードローン>

新規受付中カードローン	新規受付中止カードローン
かわしんカードローンきゃっする	とよかわしんきんカードローン
YU-YU ポッケカードローン	ぽけっとカードローン
ベストパートナーカードローン	マイカードローン
しんきん教育カードローン	とうしんカードローン

以上